

23春闘交渉速報

第5回交渉 多目的休暇・専任社員・シニア契約社員等

専任社員の労働条件向上を要求！ シニア契約社員の雇用に際し、選別するな

- ◎専任社員は、退職前の職務・職責・労働条件が同様にも関わらず、賃金だけを大幅に引き下げる理由はないと考える。基本給の増額を求めたい。

会社：専任社員は再雇用であり、転勤が無いなど労働条件は変更されている。令和2年4月の制度改正時に、基本給も5%程度引き上げている。

- ◎社員と同様の勤務形態で、専任社員の賃金を下げるのであれば、短日数勤務等を導入するべきだ。

会社：短日数や短時間勤務は、出面により固定的に要員を確保することが基本となる鉄道業の特性上、効率的な運用の観点からフルタイム勤務を基本としており、導入は難しい。

- ◎専任満期まで働き、シニア契約社員を希望する社員は、仕事に対する意欲や健康に自信があると考える。シニア契約社員は会社が特定の職場で指名するのではなく、希望する専任社員全員の雇用を求める。

会社：業務上の必要性、勤務成績等に加え、本人の意欲、能力、健康状態を考慮の上、会社が特に必要と認めた場合に限り雇用するので、希望者全員を雇用する考えはない。



詳細は交渉情報参照

ベースアップは社員と家族の願い

国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：寺崎 浩